

## 令和元年台風第13号の被災事業者に対する中小企業セーフティネット資金の適用について

この度の令和元年台風第13号によって被害に遭われた中小企業の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、県では、中小企業の皆様が台風被害から迅速に復興できるよう、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象4（災害被害対応貸付）の取扱いを下記のとおり行います。

## 記

## 1 融資対象者

事業歴が1年以上で、令和元年台風第13号によって被害を受けた中小企業者、協同組合等（農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽業の一部業種は対象となりません）

## 2 融資対象となる地域 宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、久米島町

## 3 資金使途 災害被害対応に係る事業資金

## 4 融資限度額 運転・設備併せて3,000万円（一般保証枠適用）

## 5 融資期間 運転7年（据置1年）、設備10年（据置1年）

## 6 融資利率 0.90%

## 7 保証料率 0%（保証料については県が全額負担致します）

## 8 金融機関への融資申込期間

令和元年9月6日から令和元年12月5日まで

## 9 融資申込みの方法

市町村長から罹災証明書、又は、市町村長若しくは商工会会長から融資対象認定書を取得後、当該証明書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。

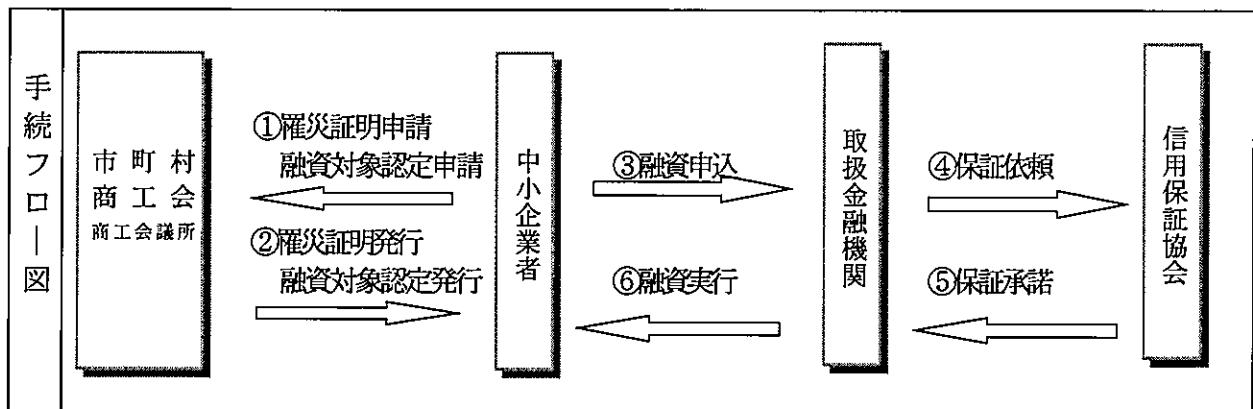
## 10 取扱金融機関

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫

沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行

## 11 その他

昨年度までは設備資金のみが対象でしたが、今年度からは運転資金も対象となっております。



## 【問合せ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課（金融班）

電話：098-866-2343 FAX：098-861-4661